

SMBCエルダープログラム規定

1 【SMBC エルダープログラム規定】

SMBC エルダープログラム特約は、当行が別途定める条件を満たすお客様（当行承諾後、第4条で定義する各種サービスを利用するお客様を以下「契約者」といいます。）に対して、第4条で定義する各種サービスの内容とその利用に関する当行および契約者間の権利義務関係等を定めたものです。契約者は各種サービスの利用を申し込む場合には、本規定の各条項を認識了承の上、当行に対して各種サービスの申し込みを行うものとし、当行がこれを承諾して契約者に対して各種サービスを提供するに当たっては、当行と契約者との間に本規定の内容が適用されるものとします。なお、本規定による各種サービスの利用に関する契約を、以下「本特約」といいます。

2 【SMBC エルダープログラム専用普通預金】

- (1) 各種サービスの利用を希望する場合は、当行所定の方法で申込を行うものとし、申込にあたっては新たに普通預金口座（以下「特約対象口座」といいます。）を開設することを条件とします。
- (2) SMBC エルダープログラム専用普通預金とは、本特約を申し込んだ際に開設した特約対象口座をいいます。
- (3) SMBC エルダープログラム専用普通預金については、普通預金規定、SMBC ポイントパック規定、残高別金利型普通預金に関する特約および別途申し込まれた各サービス等に関する規定に加え、本特約を適用します。
- (4) 本特約が解約された場合、SMBC エルダープログラム専用普通預金口座に本特約は適用されなくなります。本特約の解約後も、特約が解約された特約対象口座には普通預金規定、SMBC ポイントパック規定、残高別金利型普通預金に関する特約および別途申し込まれた各種サービス等に関する規定が引き続き適用されます。

3 【本特約の適用】

本特約は、当行が本特約の申込を受付し、当行所定の手続きを完了した時点から適用が開始されるものとします。

4 【サービス内容】

- (1) 契約者は、本特約の適用を受ける間にのみ、以下のサービスが利用できます（以下総称して「各種サービス」といいます。）。
 - ・付帯サービス
 - ・提携サービス
 - ・当行提供商品の割引サービス

・資産承継特約サービス

(2)各種サービスの内容については事前に通知することなく変更・中止する場合があります。

5【付帯サービス】

(1) 付帯サービスは、当行が別途指定する企業（以下「付帯サービス提供企業」といいます。）が、当該付帯サービス提供企業各社の規定に基づき、予め当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスを無料で契約者に提供するサービスです。

(2) 付帯サービスの利用に当たっては、別途、契約者が、付帯サービス提供企業に対して、予め当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスを申し込む必要があります。その際、付帯サービス提供企業が提供する商品・サービスの内容・方法、無料範囲を超える利用料等については、付帯サービス提供企業が定める規定等により取り扱われます。契約者は、付帯サービス提供企業との間で、商品・サービスの内容・方法、無料範囲を超える利用料等について紛議が生じた場合、その責任において解決するものとします。

(3) 付帯サービス提供企業が契約者に対して提供する商品・サービスの具体的な内容・方法等については、当行は関与しません。また、付帯サービス提供企業が契約者に対して提供した商品・サービスの内容・方法および商品・サービスの不提供・不完全な提供に関して契約者が被った損害・損失について当行は責任を負いません。

6【提携サービス】

(1) 提携サービスは、契約者の希望に応じて、当行が別途指定する企業（以下「提携企業」といいます。）を紹介するサービスです。

(2) 契約者が提携企業等の商品・サービスを利用するに当たっては、提携企業等が定める規定等により取り扱われます。契約者は、提携企業等との間で、商品・サービスの内容・方法、利用料等について紛議が生じた場合、その責任において解決するものとします。

(3) 提携企業等が契約者に対して提供する商品・サービスの具体的な内容・方法等について、当行は関与しません。また、各提携企業等の商品・サービスの内容・方法および商品・サービスの不提供・不完全な提供に関して契約者が被った損害・損失について当行は責任を負いません。

7【当行提供商品の割引サービス】

(1) 当行提供商品の割引サービスは、当行が別途指定した当行提供商品・サービス（以下「既存商品」といいます。）の利用料・保管料・各種手数料の全部または一部について割引を行うサービスです。

(2) 既存商品の取扱いについては、当該商品・サービスに関する規定が適用されます。

(3) 当行提供商品の割引サービスの利用を希望する場合には、既に既存商品を利用してい

るお客様を除き、契約者が別途既存商品の申込を行う必要があります。

- (4) 既に貸金庫、貴重品保管サービスまたは定額自動送金（きちんと振込）の既存商品を利用しているお客様が本特約を申し込んだ場合、本特約の適用後最初に到来する手数料支払日から、利用料・保管料等の継続的手数料の割引を受けることができ、それより前に契約者が支払済みの手数料については割引の適用はありません。
- (5) 本特約の適用開始より前に既存商品の利用を開始し、契約者が支払った手数料については一切の返金を行うことはできません。
- (6) 本特約が解約となった場合、以後、継続的手数料に対する割引を含め、本特約のサービスとしての既存商品すべての割引を受けることができなくなります。

8【資産承継特約サービス】

- (1) 資産承継特約サービスは、契約者から SMBC エルダープログラム専用普通預金口座の一部または全部の贈与を受ける受贈者と契約者との間で締結される当行所定の死因贈与契約の効力が発生した時は、受贈者からの届出に基づき、遺産分割協議を経ることなく、当該死因贈与契約に定める割合に基づき、当行が受贈者に対し、本件預金の払い戻しを行うことのできるサービスです（契約者の、上記受贈者に対する SMBC エルダープログラム専用普通預金口座の一部または全部の贈与を実現させるための契約を以下「資産承継特約」といいます。）。
- (2) 資産承継特約サービスに基づき、契約者が受贈者に対して SMBC エルダープログラム専用普通預金口座の一部または全部の贈与を実現させるためには、別途当行と契約者との間で当行所定の方法・内容による資産承継特約を締結する必要があります。
- (3) 資産承継特約は、SMBC エルダープログラム専用普通預金口座のみを対象とします。

9【付帯サービス提供企業または提携企業と当行との間の個人情報等の授受】

契約者に対して付帯サービス提供企業または提携企業のサービスを提供するために必要な契約者の情報（本特約の有無、住所、氏名、連絡先、付帯サービス提供企業または提携企業のサービスの利用状況等）を、当行と付帯サービス提携企業または提携企業との間で相互に交換または一方から他方に提供することがあります。

10【手数料】

- (1) 契約者は、実際の各種サービスの利用の有無・頻度にかかわらず、本特約の適用を受ける間、当行所定の利用料（以下「エルダー利用料」といいます。）を支払うものとし、エルダー利用料の支払いは、払戻請求書等および通帳（通帳不発行方式の場合は払戻請求書および預金者本人を確認できる資料）の提出なしに、毎月の当行所定の日に当月分のエルダー利用料を、特約対象口座より自動的に引き落とすものとし、
- (2) 一旦引き落としたエルダー利用料については、本特約の解約（当行からの解約も含みま

す) その他事由のいかんを問わず返却しないものとします。

- (3)エルダー利用料の引き落としが、残高の不足等により毎月の当行所定の日にできなかった場合でも、その後に引き落としが可能となったときには、当行はいつでも前記(1)と同様にエルダー利用料(当月分に限らない)の自動引き落としができるものとします。

11【都合解約】

- (1)本特約は、契約者の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。
- (2)解約に係る手数料はかかりません。但し、解約時点で、未払いのエルダー利用料がある場合、当該利用料をお支払いいただきます。
- (3)第(1)項に基づき契約者が解約する場合、解約手続きの完了までに一定の時間を要することがあります。
- (4)第(1)項に基づき契約者が解約するとき、契約者が資産承継特約を締結している場合は、当該資産承継特約も同時に解約となります。契約者は、当該資産承継特約が同時に解約となることによって契約者に生じうる不利益について、別途資産承継特約の内容を確認し、理解に努めるものとします。
- (5)第(1)項に基づき契約者が解約するとき、契約者が既に提携企業等と契約しているサービスおよび第6条第(2)項の特典への影響については、契約者が別途提携企業等との間で確認するものとします。

12【強制解約】

- (1)契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は、契約者に事前に通知することなく、本特約を解約することができます。
- ① 第10条第(1)項のエルダー利用料の特約対象口座からの自動引き落としができない状態が3か月以上継続した場合
 - ② ①を除き契約者が当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
 - ③ ①②を除き契約者が規約その他の当行との取引約定に違反した場合
 - ④ 契約者に支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始その他の適用ある法令に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合
 - ⑤ 契約者に相続の開始があったことを当行が知った場合
 - ⑥ 住所変更の届出を怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により当行において契約者の所在が不明となった場合
 - ⑦ 特約対象口座が都合解約または強制解約された場合
 - ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、本特約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- (2)第(1)項により解約となる時、契約者が資産承継特約を締結している場合は、当該資産承継特約は同時に解約となります。但し、第(1)項第⑤号に基づく解約の場合は、当該資

産承継特約は同時に解約とはならず、別途資産承継特約の定めに基づき処理されるものとします。

- (3)解約の効力は、第(1)項の事由が発覚し、当行所定の処理が終了した時点より発生します。但し、第(1)項第①号、第②号、第③号、第⑥号、第⑧号に基づく解約の場合、当行が解約の通知を送信し、解約の通知が到達した時点より解約の効力が発生します。

13【各種サービスの停止】

- (1)本特約に含まれる各種サービスは契約者に事前の通知なく停止を行うことがあります。
- (2)契約者の特約対象口座の残高が当行所定の金額を下回った場合、当行が契約者の予め届け出た住所へサービス停止の通知を行った後、当行は付帯サービスを停止することができます。
- (3)停止の効力は、前項の住所にあてて各種サービスの停止の通知が到着し、当行所定の処理が終了した時点より発生します。各種サービスの停止の通知を送信した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到達したものとみなします。

14【譲渡、質入れ等の禁止】

本預金、預金契約上の地位、本特約にかかる一切の権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。但し、資産承継特約を締結している場合は、当該契約に準じます。

15【免責等】

天災・戦争・テロ攻撃の勃発、裁判所等の公的機関の措置等当行の責めに帰すことができない事由により、本特約または各種サービスの提供の不能、遅滞等が生じた場合には、それにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

16【規定の変更等】

- (1)本規定の変更、各種サービスの内容の変更または廃止（以下総称して「変更等」といいます。）ならびに本特約の終了については、当行が契約者に変更等の内容及び本特約の終了を通知または表示（店頭表示、ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表すること。）することにより、当行の都合で行うことができるものとします。
- (2)上記変更等および本特約の終了は、前項の通知または表示の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した適用開始日から適用されるものとします。

17【通知】

本特約において個別の規定のある場合のほか、届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通

知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18【準拠法・裁判管轄】

本特約の契約準拠法は日本法とします。本特約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

19【預金規定等の準用】

本規定に別段の定めがない事項については、普通預金規定その他関連する諸規定が適用されるものとします。

以 上

(2021年4月19日)